

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年3月4日(2010.3.4)

【公開番号】特開2008-168036(P2008-168036A)

【公開日】平成20年7月24日(2008.7.24)

【年通号数】公開・登録公報2008-029

【出願番号】特願2007-5664(P2007-5664)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

A 6 3 F 5/04 5 1 2 J

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Q

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月14日(2010.1.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技媒体を受け入れる受入部と、その受け入れた遊技媒体を検出する検出手段とを備え、当該検出手段により所定数の遊技媒体が検出されたことを遊技開始条件の1つとする遊技機であって、

前記検出手段の検出結果が前記遊技媒体を検出した旨の検出結果となってから次に当該検出結果となるまでの検出間隔を把握する間隔把握手段と、

当該間隔把握手段により把握された前記検出間隔と比較対象間隔とを比較判定する比較判定手段と

を備えたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記比較対象間隔は、予め定められた基準間隔であり、

前記間隔把握手段により把握された前記検出間隔が前記基準間隔と同じ間隔又は当該基準間隔よりも短い間隔となった回数を把握する回数把握手段を備え、

前記比較判定手段は、さらに前記回数把握手段により把握された回数が複数回数として予め設定された基準回数に達したか否かを判定することを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記回数把握手段は、前記間隔把握手段により把握された前記検出間隔が前記基準間隔と同じ間隔又は当該基準間隔よりも短い間隔となる状況が連続する場合の連続回数を把握することを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記検出手段の検出結果に基づいて、1の遊技回における賭け数を最大賭け数の範囲内で加算する賭け数設定手段と、

1遊技回単位での遊技媒体の獲得期待値に変動をもたらす各変動要素のうち少なくともいずれかの変動要素を、前記賭け数設定手段に設定された賭け数が多いほど1の遊技回での前記獲得期待値が大きくなるように設定する変動要素設定手段とを備えており、

前記基準回数を、「前記最大賭け数に対応する遊技媒体数 1」以下の値としたことを

特徴とする請求項 3 に記載の遊技機。

【請求項 5】

1 の遊技回の開始に必要な遊技媒体数が複数として設定されており、
前記基準回数を、「1 の遊技回の開始に必要な遊技媒体数 1」以下の値としたことを
特徴とする請求項 3 に記載の遊技機。

【請求項 6】

前記間隔把握手段により把握された前記検出間隔を検出間隔履歴として記憶する間隔履歴記憶手段を備え、

前記比較対象間隔は、前記間隔履歴記憶手段に記憶された検出間隔履歴であり、
前記比較判定手段は、前記間隔履歴記憶手段に記憶されている前記検出間隔履歴と、当該検出間隔履歴に関わる検出間隔の次に前記間隔把握手段により把握された前記検出間隔とが、同一又は略同一となつたか否かを判定することを特徴とする請求項 1 に記載の遊技機。

【請求項 7】

前記間隔履歴記憶手段に記憶されている前記検出間隔履歴と、当該検出間隔履歴に関する検出間隔の次に前記間隔把握手段により把握された前記検出間隔とが、同一又は略同一となる状況が連続する場合の連続回数を把握する連続回数把握手段を備え、

前記比較判定手段は、さらに前記連続回数把握手段により把握された前記連続回数が複数回数として予め設定された基準回数に達したか否かを判定することを特徴とする請求項 6 に記載の遊技機。

【請求項 8】

前記検出手段の検出結果に基づいて、1 の遊技回における賭け数を最大賭け数の範囲内で加算する賭け数設定手段と、

遊技媒体を仮想遊技媒体として貯留記憶する貯留記憶手段と、
前記最大賭け数に対応した数を超えた数の遊技媒体が前記検出手段にて検出された場合に、それに対応した数の仮想遊技媒体を前記貯留記憶手段に貯留記憶させる貯留記憶実行手段とを備え、

前記基準回数を、「前記最大賭け数に対応した数 1」以下の値としたことを特徴とする請求項 7 に記載の遊技機。

【請求項 9】

前記検出手段の検出結果に基づいて、1 の遊技回における賭け数を最大賭け数の範囲内で加算する賭け数設定手段と、

遊技媒体を仮想遊技媒体として貯留記憶する貯留記憶手段と、
前記最大賭け数に対応した数を超えた数の遊技媒体が前記検出手段にて検出された場合に、それに対応した数の仮想遊技媒体を前記貯留記憶手段に貯留記憶させる貯留記憶実行手段とを備え、

前記比較判定手段は、前記検出手段の検出結果が遊技媒体を検出した旨の検出結果となる場合、前記賭け数設定手段による賭け数の設定が実行される前に、又は前記貯留記憶実行手段による仮想遊技媒体の貯留記憶が実行される前に、前記比較判定を実行することを特徴とする請求項 1 乃至 3、5 乃至 7 のいずれか 1 に記載の遊技機。